令和６年８月

【「お得な定期」契約になっていませんか？】

【 相　談 】

「２週間分お試し５００円」というネット広告を見て、目に良いという健康食品を注文したところ、３袋で９千円の商品が届いた。事業者に電話すると、２か月ごとに３回届く「お得にお安く定期便」の契約になっているというが、覚えがない。未使用分を返品するので、お試し代金にならないか。

【アドバイス】

　ネット上の広告を使った通信販売には、「お試し」特価で興味を引き、注文完了直後に画面に表示される「特別割引クーポン」などの特典を利用することで、契約が定期購入に変更されるものがあります。確認画面などで内容の変更に気づかず、商品の到着で初めて気づくことも多いようです。

　今回のケースでは、画面に定期購入の説明はなく、相談者が誤認して注文したことを通販事業者に伝え、対応を依頼したところ、返品すれば解約に応じるという回答を得ました。しかし、このような対応は事業者ごとに異なり、希望に応じられない場合が多いのが実情です。

通信販売にクーリング・オフ制度はありません。契約が成立した後は、基本的には、事業者のルールに従うことになります。

ネット通販を利用する際は、自分の希望する注文内容に間違いがないか、よく確認した上で注文確定ボタンを押すことが何より大切です。また、最終確認画面はスクリーンショットで保存し、事業者の連絡先や「返品」「解約」の条件、定期購入の「回数」「期間」などの条件を記録しましょう。

スクロール画面の途中や小さい文字で書かれた部分に、重要な契約事項が記載されていることがあります。内容を正しく理解できない時は、利用を控えるという判断も必要です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**